

災害発生！ そのときどうする？

大きな災害が発生したら、冷静に判断するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。災害時でも「あわてず、落ち着いて」行動するために、以下の行動ポイントを確認しましょう。

地震発生時の行動ポイント

緊急地震速報

強い揺れ（震度5弱以上）が予想される場合で、神河町を含む兵庫県南西部で震度4が予想される時には緊急地震速報が発表され、防災行政無線、スマートフォン、テレビで通知されます。震源が近い直下型地震の場合、通知が間に合わない場合があります。

地震発生時

緊急地震速報が発表、強い揺れを感じた

落ち着いて身を守る

- 机の下、家具の無いスペースに身を寄せ、家具の転倒や落下物から身を守る。
- 地すべり・がけ崩れの危険が予測される地域の場合は、直ちに避難する。



地震発生直後

最初の大きな揺れが収まった

火元を確認

- ガスやストーブなどの火を使っている場合は火元を確認し、火の始末を行う。
- 出火していたら、消火器などで初期消火をする。**天井まで火が広がるなど手に負えない場合は屋外に避難し、119番通報をする。**



避難路を確保

- ドアや窓を開けて、避難路を確保する。
- 室内を移動するときは、倒れた家具、落下物や割れたガラス片などに注意する。



家族や自宅内の状況を確認

- 一緒にいる家族にけががないか、自宅内に危険はないか確認する。



その後

被害の状況を把握し、適切な行動を

危険を感じたら避難

- 家屋倒壊の恐れがある場合は、**直ちに指定緊急避難場所などに避難する。**



正しい情報を把握

- ラジオ、テレビおよび町などから信頼できる情報を集める。



近隣の安全を確認

- 倒壊家屋の下敷きになった人がいたら、協力して救出・救護する。
- 近隣で出火していたら協力して初期消火する。



風水害時の行動ポイント

自宅が浸水想定区域内にある場合

- 河川水位に注意する。
- インターネットサイトの兵庫県 CG ハザードマップ内の川の情報、町ホームページ 気象・防災情報・ケーブルテレビの河川監視カメラ画像などから水位を確認する。
- 避難判断水位に達すると「高齢者等避難」、氾濫危険水位に達すると「避難指示」が発令されるので、洪水に対する指定緊急避難場所となっている学校や公民館へ避難する。
- 逃げ遅れた場合、近くの丈夫な建物（洪水なら 2 階以上）に避難する。



自宅が土砂災害警戒区域及び特別警戒区域内にある場合

- 気象庁ホームページの土砂災害キックルや兵庫県 CG ハザードマップ内の山の情報内「地域別土砂災害危険度」で、土砂災害の危険度を確認。
- 避難情報が発令されたら、指定緊急避難場所や、**土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域**などの外の少しでも安全な場所へ早めに避難する。



自宅周辺の風水害危険度を知る

- 自宅がある地域にどんな危険要素があるか、町が配布している防災ハザードマップで把握しておく。
- ハザードマップには次の危険要素が示してあります。
 - ① 河川氾濫時の浸水想定区域とその深さ
 - ② 兵庫県が土石流、崖崩れ、地すべりなどの可能性のある場所として指定している土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域など
 - ③ 出水時に特に危険が予想される重要水防区域

防災

避難情報に注意を！

河川水位や土砂災害レベルに応じて避難情報が出されます。突発的な災害の場合、避難勧告などの発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難してください。

警戒レベル	住民が取るべき行動	防災気象情報
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	  早期注意情報
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認しましょう。	 大雨注意報 洪水注意報等
警戒レベル 3 高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢者、障害のある方、乳幼児など）とその支援者は避難をしましょう。他の人は、避難の準備を整えましょう。	 大雨警報 洪水警報
警戒レベル 4 避難指示	速やかに避難先へ避難をしましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。	 場合は2階へ 移動が危険な場合 垂直避難! 土砂災害 警戒情報
警戒レベル 5 緊急安全確保	既に災害が発生している状況です。命を守るために最善の行動をとりましょう。	 大雨特別 警報

警戒レベル 4 までに必ず避難

警戒レベル 5 緊急安全確保	既に災害が発生している状況です。命を守るために最善の行動をとりましょう。	 大雨特別 警報
--------------------------	--------------------------------------	---



わが家の緊急連絡先メモ

氏名



氏名



氏名

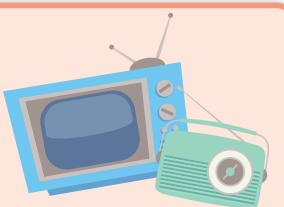


避難時の心得

日頃から避難経路や避難場所を確認しておきましょう。

正しい情報の収集と 自主的な避難

ラジオ・テレビで最新の災害情報に注意。



危険な場所には、 近付かない

増水した川や水路の様子を見に行くのは大変危険です。絶対にやめましょう。



事前に避難経路を確認

避難場所へ向かう道は、細い路地や壁際、川べりなどは避けましょう。



避難する前には…

電気のブレーカーを落とし、ガスなどの火元を確認。避難先や安否情報を書いた連絡メモを残しておきましょう。



避難の呼びかけがあれば、 速やかに避難

人的被害が迫った場合には、町災害対策本部や消防団から避難の呼びかけをする場合があります。



車での避難は控える

避難場所へは徒步で避難を。車は約30cmの浸水で走行が困難になります。



子どもやお年寄りなどの 避難に協力を

子ども、お年寄りや体の不自由な人などは、避難に時間がかかります。また、日本語が不自由な外国人の避難にも協力を。



避難に遅れた場合には…

近くの丈夫な建物（洪水なら2階以上）に逃げましょう。



主な非常持ち出し品リスト



など



防災

指定緊急避難場所・指定避難所（町有施設等）一覧表

- 1 緊急避難場所は切迫した危険から逃れる避難場所です。
 2 指定避難所は大規模災害時に避難生活の場となる施設です。
 3 指定緊急避難場所は対象となる異常現象の種類ごとの適否を凡例 「○」：適 「×」 不適で記載しています。
 ※『洪水』とは、市川、越知川、猪篠川、小田原川、犬見川、柄原川、東山谷川の氾濫予測や発生を想定しています。
 ※『崖崩れ、土石流及び地滑り』とは、土砂災害警戒情報の発表、崖崩れ、土石流および地滑りの発生予測や発生を想定しています。

NO	施設・場所名	指定緊急避難場所（対象とする異常な現象の種類）						指定避難所 収容人数 (算定基準3.3m ² /人)
		収容人数 (算定基準2m ² /人)	洪水又は 内水氾濫	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	地震	大規模な 火事	指定の 有無	
1	新田ふるさと村管理棟	48人	○	○	○	○	無	—
2	越知谷アクティブセンター	422人	○	○	○	○	有	256人
3	神崎体育センター	527人	○	○	×	○	有	318人
4	神崎小学校	407人	○	○	○	○	有	246人
5	神崎高校体育館	480人	×	×	○	○	無	—
6	神河中学校	481人	○	○	○	○	有	291人
7	寺前小学校	332人	○	○	○	○	有	201人
8	旧南小田小学校体育館	210人	○	○	○	○	無	—
9	長谷小学校	219人	×	×	○	○	有	133人
10	町民体育館	534人	×	×	○	○	有	323人
11	センター長谷(2階部分のみ)	112人	○	○	×	○	有	66人

※小学校、中学校には災害時要援護者用の避難スペースがあります。

福祉避難所

避難所名称	受入人数
特別養護老人ホームうぐいす荘	10人
特別養護老人ホームあやめ苑	10人
アキタケメディカル「さくら」介護センター	5人
介護老人保健施設 かみかわ	5人
Resort よん in かみかわ	5人
公立神崎総合病院	10人
グループホームふれんど	4人
リハビリディサービス心	5人
多機能型事業所ひと花	5人

その他避難所

避難所名称	受入人数
神崎農村公園ヨーデルの森	370人
県立生野高等学校体育館	10人
神崎支庁舎	4人



自力で避難することが困難な方は「避難行動要支援者名簿」に登録を！

この名簿は、健康福祉課が管理し、各地域の自主防災組織、民生児童委員が保管しています。災害時に迅速に支援ができる体制づくりのため、災害時などに自力で避難することが困難な方、または何らかの支援が必要な方は、名簿登録をお願いします。

登録はこちら→健康福祉課 ☎ 32-2421



防災

指定緊急避難場所（集落施設等）一覧表

NO	施設・場所名	集落施設	対象とする異常な現象の種類			
			洪水又は内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事
1	新田公民館	53人	2階のみ指定	2階のみ指定	×	○
2	作畠秀峰館	58人	○	○	○	○
3	作畠観音堂	12人	×	×	×	○
4	大畠コミュニティーセンター	102人	×	×	×	○
5	越知公民館	60人	○	○	○	○
6	岩屋公民館	70人	×	×	○	○
7	センター根宇野	168人	×	×	×	○
8	山田区新生館	108人	○	○	○	○
9	中村ドリームホール	205人	○	○	○	○
10	栗賀町公民館	123人	×	○	×	○
11	福本揚羽ホール	213人	×	×	○	○
12	貝野営農センター	46人	×	○	○	○
13	寺野公民館	87人	2階のみ指定	○	○	○
14	柏尾ふれあい館	55人	×	×	○	○
15	加納営農センター	50人	○	○	○	○
16	東柏尾集落センター	72人	×	×	○	○
17	吉富集落センター	88人	○	○	○	○
18	天理教神崎大教会	129人	○	○	×	○
19	杉営農センター	76人	×	×	○	○
20	天理教神大分教会	245人	○	2階のみ指定	現神殿建物のみ指定	○
21	大山なかよし会館	83人	×	○	○	○
22	猪篠集落センター	87人	×	×	×	○
23	新野公民館	55人	×	×	○	○
24	野村集会所	76人	○	○	○	○
25	野村多目的集会所	102人	2階のみ指定	○	○	○
26	比延ふれあい集会所	20人	○	○	○	○
27	比延公民館	36人	×	×	○	○
28	地域交流館（寺前）	84人	○	○	○	○
29	鍛治中央集会所	64人	×	×	○	○
30	大河構造改善センター	68人	×	×	○	○
31	上岩憩いの館	14人	○	○	○	○
32	上岩多目的集会所	40人	○	○	○	○
33	高朝田集落農事集会所	57人	○	○	○	○
34	宮野公民館	85人	×	×	○	○
35	南小田農村環境改善センター	83人	○	○	○	○
36	上小田活動促進センター	58人	×	×	○	○
37	川上文化会館	76人	○	2階のみ指定	○	○
38	大川原集会所	50人	×	×	○	○
39	本村公民館	78人	×	×	○	○
40	赤田多目的集会所	16人	×	×	○	○
41	重行集会所	20人	×	×	○	○
42	為信公民館	15人	○	○	○	○
43	峠公民館	31人	○	○	○	○
44	栗区公民館	41人	2階のみ指定	○	○	○
45	渕公民館	30人	×	×	○	○



防災

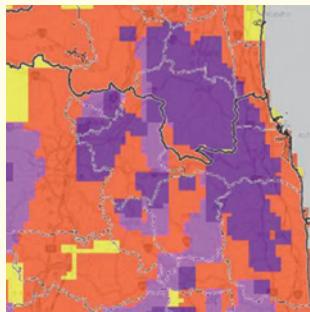
災害情報の入手先

信頼できる情報を入手し、落ち着いて行動しましょう。

防災情報全般	テレビ・ラジオ	テレビ番組以外にも、Dボタンを押すことで防災情報を得ることが出来ます。	
	防災行政無線	各世帯の戸別受信機を通して、町から放送を行います。	
	緊急速報エリアメール	町域のNTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯電話にメールで届きます。	
インターネットからの情報	防災ネットかみかわ	https://bosai.net/kamikawa/	
	フェイスブック 兵庫県神河町(Kamikawa,Hyogo) ユーザー名 @kamikawa.hyogo	https://www.facebook.com/kamikawa.hyogo/	
	X(旧Twitter) 兵庫県神河町(kamikawa) ユーザー名 @kamikawa.hyogo	https://twitter.com/kamikawa_hyogo	
	兵庫県防災情報	https://web.bosai.pref.hyogo.lg.jp/	
気象、雨量、水位等観測情報	兵庫県 CGハザードマップ	http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/	
	神河町防災気象情報	https://kamikawa-town.bosai.info/s/	
	気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jma/	
	国土交通省 川の防災情報	https://www.river.go.jp	

土砂災害キクル (危険度分布)

5km四方の領域(メッシュ)ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果が表示されます。気象庁のホームページから確認できます。避難にかかる時間を考慮し、2時間先までの危険度を予想します。



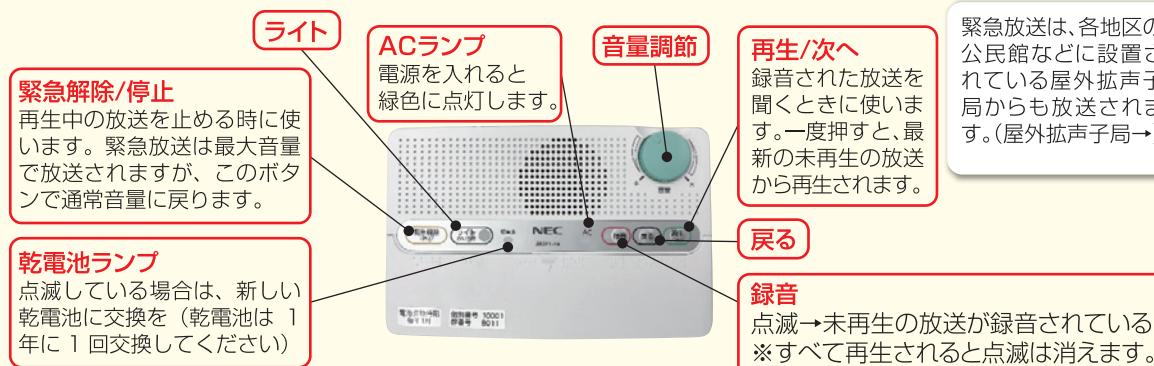
色と避難行動

防災気象情報

既に災害が発生している状況です。 命を守るために最善の行動をとりましょう。	大雨特別警報
速やかに避難先へ避難しましょう。	土砂災害警戒情報
避難に時間を要する人(高齢者、障害のある方、乳幼児など)とその支援者は避難をしましょう。	大雨警報・洪水警報
避難に備え、自らの避難行動を確認しましょう。	大雨注意報 洪水注意報など
災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報

防災行政無線システム

全世帯に設置されている戸別受信機から、災害時の避難情報や火災による消防団員の召集などの放送を行います。



緊急放送は、各地区の公民館などに設置されている屋外拡声子局からも放送されます。(屋外拡声子局→)



- 火災放送は、姫路市消防局指令システムと連動し、機械音声で放送されます。
- 「再生」ボタンを押すと、録音された放送が最初から再生されます。次の放送を聞く時は、もう一度「再生」ボタンを押します。

安心して暮らせる住まいづくりを

住宅の耐震化に対して補助金が出ます

まずは、住宅の簡易耐震診断を受けてください。対象は昭和56年5月以前に着工した戸建て木造住宅で、診断は無料です。診断の結果、「危険」「やや危険」の場合は、住宅の耐震化を検討してください。建て替えや改修にかかる費用を補助する制度があります。

防災



届出・証明

～住民票・戸籍・印鑑～

住民票に関する届出

問 住民生活課 ☎ 34-0962

住民登録は、皆さまが神河町民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。住所や世帯に変更があったときは、忘れずに届出をしてください。

受付窓口

住民生活課、健康福祉課

受付時間

平日開庁時間内

(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

※土・日曜日、祝日及び平日時間外の受付はしていません。

届出の種類	いつ	だれが	届出に必要なもの
転入届	転入した日から 14日以内	本人または 本人と同一 世帯の人	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 転出証明書 (マイナンバーカードをお持ちでない方は必要) ◆ マイナンバーカード、住基カード(お持ちの方) ◆ 在留カードまたは特別永住者証明書など (外国人) ◆ 届出人の本人確認資料 <国外からの転入者のみ> ◆ パスポート ◆ 戸籍謄本及び附票(本籍が神河町の方は不要)
転出届	事前に	代理人 (委任状が 必要)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ マイナンバーカード または住基カード(お持ちの方) ◆ 届出人の本人確認資料
転居届	転居した日から 14日以内		<ul style="list-style-type: none"> ◆ マイナンバーカード、住基カード(お持ちの方) ◆ 在留カードまたは特別永住者証明書など (外国人) ◆ 届出人の本人確認資料
世帯主変更届 世帯分離届・世帯合併届	変更した日から 14日以内		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 届出人の本人確認資料

※転出届のみ郵便申請やマイナポータルによる手続きも可能です。

■住民票の写し等本人通知制度

本人通知制度は、事前登録された人の住民票の写しや戸籍謄(抄)本等を本人の代理人や第三者に交付した場合に、交付したことを見つける制度です。証明書の交付実態を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できます。

登録後に住所などの変更が生じた場合や登録を廃止する場合は届出が必要です。

登録できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 神河町の住民基本台帳に記載されている方(除かれた方を含みます) ● 神河町の戸籍に記載されている方(除かれた方を含みます) (注)ただし死亡した人、失踪宣言を受けた人は登録できません。
登録に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前登録申出書 ● 本人確認書類 ● 代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類
登録期間	● 無期限
対象となる交付証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票の写し ● 除住民票の写し ● 住民票記載事項証明 ● 戸籍謄(抄)本 ● 除籍謄(抄)本 ● 戸籍記載事項証明 ● 戸籍の附票の写し ● 戸籍の除附票の写し
通知内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付年月日 ● 交付証明書の種別 ● 交付枚数 ● 交付請求者の種別 <p>※交付請求者の氏名や住所等を通知することはできません。</p>

戸籍の届出 | ☎ 住民生活課 ☎ 34-0962

戸籍は、人の出生や死亡、親子や夫婦などの身分関係を登録して公に証明する公文書です。

受付窓口 住民生活課、健康福祉課

受付時間 平日開庁時間内

(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

※時間外受付窓口(土・日曜日、祝日、平日時間外)

本庁宿直室

種類	届出期間	届出人	届出ができる場所	必要なもの
出生届	出生日を含め 14日以内	父または母	父母の本籍地 届出人の住所地 子の出生地	◆ 出生届書 ◆ 母子健康手帳
婚姻届	受理した日が 婚姻成立日	夫・妻になる方	夫または妻の 本籍地 届出人の住所地	◆ 婚姻届 ◆ 届出人の本人確認資料
離婚届 (協議離婚)	受理した日が 離婚成立日	夫または妻	夫婦の本籍地 届出人の住所地	◆ 離婚届 ◆ 届出人の本人確認資料
死亡届	死亡または死亡を 知った日から7日以内	同居の親族 同居していない親族 同居人 家主、地主など	死亡者の本籍地 届出人の住所地 死亡地	◆ 死亡診断書 または死体検案書 ◆ 喪主の印鑑 (斎場使用許可書の発行 に必要)

戸籍・住民異動時等の本人確認 | ☎ 住民生活課 ☎ 34-0962

なりすましによる虚偽の届出や各種証明書の不正取得を防止するため、戸籍・住民記録に関する各種届出および各種証明書の交付請求をする場合には、本人確認を行います。皆さまの大切な個人情報を守るため、ご理解とご協力ををお願いします。

本人確認資料 マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真あり）、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳、船員手帳、その他官公署が発行した免許証または資格証明書などで顔写真が貼付されたもの

上記の証明書等をお持ちでない方は、A から2種類または A+B で2種類提示いただきます。

A

- 各種健康保険証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険証
- 各種医療受給者証
- 年金手帳
- 住民基本台帳カード（写真なし）
- その他官公署が発行した免許証または資格証明書などで顔写真が貼付されていないもの

B

- 社員証
- 学生証など（「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載のあるもの）



届出
・
証明

印鑑登録

問 住民生活課 ☎ 34-0962

本人の印鑑であることの証明を受けた実印は、契約や不動産の登記などに重要な役割を果たします。このため、印鑑登録は、本人が直接申請することが原則となっています。

受付窓口 住民生活課、健康福祉課

受付時間 平日開庁時間内

(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

※土・日曜日、祝日及び平日時間外の受付はしていません。

登録できる人	◆ 神河町に住民登録があり、満15歳以上の方。なお、15歳未満の方および意思能力を有しない方は登録できません。
本人申請	◆ 登録する印鑑と本人確認資料（顔写真つき）を持参し、本人確認可能な場合は即日登録可能です。 ◆ 保証人（神河町での印鑑登録者）と一緒に窓口にお越しいただいた場合も即日登録可能（保証人の登録されている印鑑、印鑑登録証、本人確認書類（顔写真つき）が必要）です。 ※本人確認できない場合は、ご自宅に照会書を郵送します。後日、回答書をご持参いただくことで、登録可能です。
代理人申請	◆ 委任状と代理人の印鑑、本人確認資料（顔写真つき）をご持参いただく。後日、登録申請者の住所地へ照会書を郵送します。 その後、登録申請者が回答書に記入のうえ、代理人が回答書、登録する印鑑、本人確認書類をご持参いただくことで登録可能です。
登録できる印鑑	◆ 印影の大きさが一辺8mm以上25mm以下の正方形に収まるもので印面が変形しないもの※同じ世帯で同じ印鑑は使用できません。
印鑑登録証明書の発行	◆ 交付申請書に必要事項を記入のうえ、印鑑登録証を提出。代理人が申請する場合でも委任状は必要ありません※印鑑登録証がないと発行できません。
印鑑登録証の廃止・盗難等	◆ 印鑑登録証の紛失、盗難などの際はただちに届出し、必要があれば改めて印鑑登録の手続きが必要です。 ◆ 登録者の死亡、転出があったときは自動的に登録廃止となりますので、登録証を返却してください。

マイナンバー制度

問 住民生活課 ☎ 34-0962

● マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、住民票を有するすべての人に一人ひとつの12桁の番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人情報が同一人であることを確認するために活用されるものです。このマイナンバーは、番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください。

● マイナンバーカード

マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されるので、本人確認のための身分証明書として利用できます。また、マイナンバーカードICチップには電子証明書が搭載されており、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめ、各種電子申請が行えます。

● マイナポータル

マイナポータルとは自宅のPCやスマートフォンから利用できる一人ひとりのポータルサイトのことです、自分の情報が確認できたり、行政からのお知らせが受取れたり、行政手続きのオンライン申請ができるなど、便利なサービスがあります。

各種証明書の発行

問 住民生活課 ☎ 34-0962

受付窓口 住民生活課、健康福祉課 受付時間 平日開庁時間内（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）
※土・日、祝日、平日の時間外は発行できません。

★印は、本籍が神河町の方のみ発行できます

種類	手数料	請求できる方	必要なもの
○住民票の写し	1通 200円	本人 同一世帯の方 代理人(委任状必要)	◆本人確認資料 ◆代理人の場合は委任状
○除住民票の写し	1通 200円		
○住民票記載事項証明書	1通 200円		
戸籍謄(抄)本★	1通 450円		
除籍謄(抄)本★ 改製原戸籍謄(抄)本★	1通 750円	同一戸籍の方、 またはその配偶者 直系親族の方 代理人(委任状必要)	◆本人確認資料 ◆同一戸籍以外の方は関係 がわかる資料 ◆代理人は委任状
戸籍の附票★	1通 200円		
身分証明書★	1通 200円	本人 代理人(委任状必要)	◆本人確認資料 ◆代理人の場合は委任状
独身証明書★	1通 200円	本人	◆本人確認資料
○印鑑登録証明書	1通 200円	本人・代理人	◆印鑑登録証(カード)
印鑑登録証の交付・再交付	1通 200円	本人・代理人(即日交付はできません)	◆詳細はお問合せください
広域交付住民票 (他市町村の住民票の写し) (本籍表示を省略したもの)	1通 200円	本人・同一世帯の方	◆本人確認資料(顔写真つき)
広域交付戸籍謄(抄)本	1通 450円	同一戸籍の方、 またはその配偶者 直系親族の方 (代理人は不可)	◆本人確認資料(顔写真つき)
広域交付除籍謄(抄)本	1通 750円		

コンビニ交付

問 住民生活課 ☎ 34-0962

平成30年4月から、全国のコンビニなどに設置されているマルチコピー機を利用して、セルフサービスで住民票・住民票記載事項証明・印鑑登録証明書・所得(課税)証明書・戸籍謄(抄)本・戸籍の附票を取得することができます。

サービスを利用する場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。利用時間は午前6時30分～午後11時(戸籍謄(抄)本・附票は平日の午前8時30分～午後5時15分)です。

また、神河町に本籍があり、住所が神河町以外の方で戸籍謄(抄)本・附票を取得する場合は、あらかじめ「戸籍証明書交付の利用登録申請」が必要です。手数料は、窓口での交付手数料と同額です。

神河町に住所があり、本籍が神河町以外の方で戸籍謄(抄)本・附票を取得する場合はあらかじめ「戸籍証明書交付の利用登録申請」が必要です。本籍地によってはコンビニ交付を実施していない場合や利用時間・手数料が異なる場合がありますので詳細は本籍市区町村にお問合せください。



届出
・
証明